

別表 1

(福岡事務所)

新築 一戸建て F35(通常型)の業務手数料

(単位:円 消費税抜き)

確認申請併用	住宅性能評価申請併用		設計検査	現場検査	
	設計	建設		中間検査	竣工検査
×	×	×	10,000	13,000	12,000
○	×	×	5,000	8,000	5,000
×	○	×	5,000	8,000	10,000
○	○	×	5,000	5,000	3,000
×	○	○	5,000	5,000	3,000
○	○	○	5,000	3,000	3,000
△	○ *1	×	(申請不要)	3,000	3,000
△	○ (*1)	○ *2	(申請不要)	(申請不要)	3,000

○:申請する場合 ×:申請しない場合 △:申請の有無不問

F35(通常型)竣工済特例

(単位:円 消費税抜き)

確認申請併用	設計検査	竣工検査	合計金額
×	10,000	20,000	30,000
○	5,000	12,000	17,000

○:申請する場合 ×:申請しない場合

*1 当社が交付したフラット35の基準(注1)に適合した設計住宅性能評価書がある場合

*2 当社が交付したフラット35の基準(注1)に適合した建設住宅性能評価書がある場合

(注1)フラット35の基準(以下の全ての基準に適合するもの)

- ・劣化対策等級(構造躯体等)2以上(*準耐火構造の場合は等級1以上)
- ・断熱等性能等級2以上
- ・維持管理対策等級(専用配管)を3(所定の配管が点検可能な場合は等級1以上)

※再申請不要な軽微な変更において、変更内容によって審査に時間を要するものについては、当初設計審査手数料を上限に手数料を請求する場合がある。

※設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したものについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。

別表 2 (別表 3)

(福岡事務所)

新築 一戸建て F35S(金利Aプラン・金利Bプラン)の業務手数料

(単位:円 消費税抜き)

確認申請併用	住宅性能評価申請併用		設計検査	現場検査	
	設計	建設		中間検査	竣工検査
×	×	×	20,000 *3	20,000	20,000
○	×	×	18,000 *3	10,000	10,000
×	○	×	5,000	10,000	10,000
○	○	×	5,000	5,000	3,000
×	○	○	5,000	5,000	3,000
○	○	○	5,000	3,000	3,000
△	○ *1	×	(申請不要)	3,000	3,000
△	○ (*1)	○ *2	(申請不要)	(申請不要)	3,000

○:申請する場合 ×:申請しない場合 △:申請の有無不問

F35S(金利Aプラン・金利Bプラン)竣工済特例

竣工済特例の手数料は別表2の設計検査、中間検査、竣工検査の手数料の合計金額とする。

★ 当社が発行した下記の適合証等のいずれかがある場合、別表1通常型手数料とする。

【金利A・Bタイプで省エネルギー性の場合】

- ・「住宅事業建築主基準適合証」
- ・「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証」
- ・「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証」
- ・「BELS」※BELSの場合は、設計検査に限り【別表1(通常型)】、中間及び竣工検査は【別表2】による。

【金利Aタイプで耐久性・可変性の場合】

- ・「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証」

*1 当社が交付したフラット35(注1)およびS(注2)の基準に適合した設計住宅性能評価書がある場合
又は当社が交付した長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証がある場合

*2 当社が交付したフラット35(注1)およびS(注2)の基準に適合した建設住宅性能評価書がある場合

*3 省エネルギー性を選択し、当社の交付した適合証等によらない場合は、
上記手数料に10,000円(消費税抜き)を加算する。

(注1)フラット35の基準(以下の全ての基準に適合するもの)

- ・劣化対策等級(構造躯体等)2以上(*準耐火構造の場合は等級1以上)
- ・断熱等性能等級2以上
- ・維持管理対策等級(専用配管)3(所定の配管が点検可能な場合は等級1以上)

(注2)フラット35Sの基準

【金利Bタイプの場合】(以下①～⑥のいずれかの基準に適合するもの)

- ① 断熱等性能等級 4以上
- ② 一次省エネルギー消費量対策等級 4以上
- ③ 耐震等級(構造躯体の倒壊防止) 2以上
- ④ 免震建築物
- ⑤ 高齢者対策等級(専用部分) 3以上
- ⑥ 劣化対策等級 3及び維持管理対策等級(専用配管) 2以上

【金利Aタイプの場合】(以下①～③のいずれかの基準に適合するもの)

- ① 一次省エネルギー消費量等級 5
- ② 耐震等級(構造躯体の倒壊防止) 3
- ③ 高齢者対策等級(専用部分) 4以上

※再申請不要な軽微な変更において、変更内容によって審査に時間を要するものについては、当初設計審査手数料を上限に手数料を請求する場合がある。

※設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したものについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。

別表 4

(福岡事務所)

共同建て F35 (通常型)の業務手数料

(単位:円 消費税抜き)

確認 申請 併用	住宅性能評 価申請併用		設計検査	竣工検査
	設計	建設		
×	×	×	40,000	45,000+4,000*N
○	×	×	14,000	8,000+2,000*N
×	○	×	14,000	45,000+4,000*N
○	○	×	10,000	5,000+2,000*N
×	○	○	14,000	8,000+2,000*N
○	○	○	10,000	5,000+2,000*N
△	○ *1	×	(申請不要)	5,000+2,000*N
△	○ (*1)	○ *2	(申請不要)	2,000*N

○:申請する場合 ×:申請しない場合 △:申請の有無不問 (N:検査件数)

*1 当社が交付したフラット35の基準(注1)に適合した設計住宅性能評価書がある場合

*2 当社が交付したフラット35の基準(注1)に適合した建設住宅性能評価書がある場合

(注1)フラット35の基準(以下の全ての基準に適合するもの)

- ・断熱等性能等級2以上
- ・維持管理対策等級(共用配管)2以上
(配管が構造躯体内に埋設されていないことが確認できる場合は等級1以上)
- ・重量床衝撃音対策等級 相当スラブ厚さ15cm以上
(音環境を選択していない場合、相当スラブ厚さ15cm以上が分かるもの)

※再申請不要な軽微な変更において、変更内容によって審査に時間を要するものについては、当初設計審査手数料を上限に手数料を請求する場合がある。

※設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したものについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。

別表 5

(福岡事務所)

共同建て F35(通常型)の登録マンションの業務手数料

(単位:円 消費税抜き)

確認 申請 併用	住宅性能評 価申請併用		設計検査	竣工検査
	設計	建設		
×	×	×	50,000	45,000+1,000*N
○	×	×	14,000	8,000+500*N
×	○	×	14,000	45,000+1,000*N
○	○	×	10,000	5,000+500*N
×	○	○	14,000	8,000+500*N
○	○	○	10,000	5,000+500*N
△	○ *1	×	(申請不要)	5,000+500*N
△	○ (*1)	○ *2	(申請不要)	500*N

○:申請する場合 ×:申請しない場合 △:申請の有無不問 (N:検査件数)

*1 当社が交付したフラット35の基準(注1)に適合した設計住宅性能評価書がある場合

*2 当社が交付したフラット35の基準(注1)に適合した建設住宅性能評価書がある場合

(注1)フラット35の基準(以下の全ての基準に適合するもの)

- ・断熱等性能等級2以上
- ・維持管理対策等級(共用配管)2以上
(配管が構造躯体内に埋設されていないことが確認できる場合は等級1以上)
- ・重量床衝撃音対策等級 相当スラブ厚さ15cm以上
(音環境を選択していない場合、相当スラブ厚さ15cm以上が分かるもの)

※再申請不要な軽微な変更において、変更内容によって審査に時間を要するものについては、当初設計審査手数料を上限に手数料を請求する場合がある。

※設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したものについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。

別表 6

(福岡事務所)

共同建て F35S(金利Aプラン・金利Bプラン)の業務手数料

(単位:円 消費税抜き)

確認申請併用	住宅性能評価申請併用		設計検査	竣工検査
	設計	建設		
×	×	×	130,000 *3	80,000+4,000*N
○	×	×	18,000 *3	8,000+2,000*N
×	○	×	18,000	45,000+4,000*N
○	○	×	18,000	8,000+2,000*N
×	○	○	14,000	8,000+2,000*N
○	○	○	14,000	8,000+2,000*N
△	○ *1	×	(申請不要)	8,000+2,000*N
△	○ (*1)	○ *2	(申請不要)	2,000*N

○:申請する場合 ×:申請しない場合 △:申請の有無不問 (N:検査件数)

★ 当社が発行した下記の適合証等のいずれかがある場合、別表4通常型手数料とする。

【金利Aタイプで省エネルギー性の場合】

- ・「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証」
- ・「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証」

【金利Aタイプで耐久性・可変性の場合】

- ・「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証」

*1 当社が交付したフラット35(注1)およびS(注2)の基準に適合した設計住宅性能評価書がある場合
又は当社が交付した長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証がある場合

*2 当社が交付したフラット35(注1)およびS(注2)の基準に適合した建設住宅性能評価書がある場合

*3 省エネルギー性を選択し、当社の交付した適合証等によらない場合は、
上記手数料に25,000円(消費税抜き)を加算する。(注1)フラット35の基準(以下の全ての基準に適合するもの)

- ・断熱等性能等級2以上
- ・維持管理対策等級(共用配管)2以上
(配管が構造躯体内に埋設されていないことが確認できる場合は等級1以上)
- ・重量床衝撃音対策等級 相当スラブ厚さ15cm以上
(音環境を選択していない場合、相当スラブ厚さ15cm以上が分かるもの)

(注2)フラット35Sの基準

【金利Bタイプの場合】(以下①～④のいずれかの基準に適合するもの)

- ① 耐震等級(構造躯体の倒壊防止)2以上
- ② 免震建築物
- ③ 高齢者対策等級(専用部分)及び高齢者対策等級(共用部分)3以上
- ④ 劣化対策等級(構造躯体等)3及び維持管理対策等級(専用配管)2以上
並びに維持管理対策等級(共用配管)2以上かつ更新対策(住戸専用部分)の
躯体天井高さ2.5m以上で壁又は柱で間仕切り変更の障害とならないもの

【金利Aタイプの場合】(以下①～③のいずれかの基準に適合するもの)

- ① 耐震等級(構造躯体の倒壊防止)3
- ② 高齢者対策等級(専用部分)3以上ならびに高齢者対策等級(共用部分)4以上

※再申請不要な軽微な変更において、変更内容によって審査に時間を要するものについては、当初設計審査手数料を上限に手数料を請求する場合がある。

※設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したものについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。

別表 7

(福岡事務所)

共同建て F35S(金利Aプラン・金利Bプラン)の登録マンションの業務手数料

(単位:円 消費税抜き)

確認申請併用	住宅性能評価申請併用		設計検査	竣工検査
	設計	建設		
×	×	×	120,000 *3	80,000+1,500*N
○	×	×	20,000 *3	8,000+1,000*N
×	○	×	18,000	45,000+1,500*N
○	○	×	18,000	8,000+1,000*N
×	○	○	14,000	8,000+1,000*N
○	○	○	14,000	8,000+1,000*N
△	○	×	(申請不要)	8,000+1,000*N
△	○	○	(申請不要)	1,000*N

○:申請する場合 ×:申請しない場合 △:申請の有無不問 (N:検査件数)

★ 当社が発行した下記の適合証等のいずれかがある場合、別表4通常型手数料とする。

【金利Aタイプで省エネルギー性の場合】

- ・「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証」
- ・「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証」

【金利Aタイプで耐久性・可変性の場合】

- ・「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証」

*1 当社が交付したフラット35(注1)およびS(注2)の基準に適合した設計住宅性能評価書がある場合
又は当社が交付した長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証がある場合

*2 当社が交付したフラット35(注1)およびS(注2)の基準に適合した建設住宅性能評価書がある場合

*3 省エネルギー性を選択し、当社の交付した適合証等によらない場合は、
上記手数料に25,000円(消費税抜き)を加算する。(注1)フラット35の基準(以下の全ての基準に適合するもの)

- ・断熱等性能等級2以上
- ・維持管理対策等級(共用配管)2以上
(配管が構造躯体内に埋設されていないことが確認できる場合は等級1以上)
- ・重量床衝撃音対策等級 相当スラブ厚さ15cm以上
(音環境を選択していない場合、相当スラブ厚さ15cm以上が分かるもの)

(注2)フラット35Sの基準

【金利Bタイプの場合】(以下①~④のいずれかの基準に適合するもの)

- ① 耐震等級(構造躯体の倒壊防止)2以上
- ② 免震建築物
- ③ 高齢者対策等級(専用部分)及び高齢者対策等級(共用部分)3以上
- ④ 劣化対策等級(構造躯体等)3及び維持管理対策等級(専用配管)2以上
並びに維持管理対策等級(共用配管)2以上かつ更新対策(住戸専用部分)の
躯体天井高さ2.5m以上で壁又は柱で間仕切り変更の障害とならないもの

【金利Aタイプの場合】(以下①~③のいずれかの基準に適合するもの)

- ① 耐震等級(構造躯体の倒壊防止)3
- ② 高齢者対策等級(専用部分)3以上ならびに高齢者対策等級(共用部分)4以上

※再申請不要な軽微な変更において、変更内容によって審査に時間を要するものについては、当初設計審査手数料を上限に手数料を請求する場合がある。

※設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したものについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。

別表 8 (福岡事務所)
中古 一戸建て等の業務手数料 (単位:円 消費税抜き)

評価書等活用 (*1)	優良住宅 (フラット35S)	手数料
○	×	30,000
○	○	30,000
×	×	40,000
×	○	50,000

別表 9 (福岡事務所)
中古 マンションの業務手数料 (単位:円 消費税抜き)

評価書等活用 (*1)	優良住宅 (フラット35S)	手数料
○	×	25,000
○	○	25,000
×	×	70,000
×	○	100,000

*1 新築時の建設住宅性能評価書、新築時の適合証明書、既存住宅の建設住宅性能評価書を活用される場合

別表 10 (福岡事務所)
新築 賃貸住宅の業務手数料 (単位:円 消費税抜き)

確認併用	評価併用 (建設)	設計検査	竣工検査
○	○	6,000	8,000+500*N
×	○	6,000	8,000+500*N
○	×	12000 (*2)	8,000+500*N
×	×	12000 (*2)	48,000+1,000*N

(N:検査件数)

*2 断熱性能等級、一次エネルギー消費量等級の審査を行う場合は、上記手数料に25,000円(消費税抜き)を加算する。

別表 11 (福岡事務所)
リフォームの業務手数料 (単位:円 消費税抜き)

確認併用	評価併用 (建設)	手数料
○	○	10,000
×	○	10,000
○	×	30,000
×	×	70,000

※再申請不要な軽微な変更において、変更内容によって審査に時間を要するものについては、当初設計審査手数料を上限に手数料を請求する場合がある。

※設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したものについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。